

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱

制定 平成25年4月1日市長決裁
改正 平成26年4月1日市長決裁
改正 平成30年4月1日市長決裁
改正 平成31年3月25日東区長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民が主体的に地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に取り組み、安全で安心して暮らすことのできる自主自立のまちづくりを推進するため、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 熊本市校区自治協議会に関する要綱（平成16年7月1日制定）第5条の規定により登録した校区自治協議会及びその構成団体
- (2) 町内自治振興補助金交付規則（昭和47年規則第35号）第2条に規定する町内自治会
- (3) 東区住民が構成員として含まれる任意団体（以下「任意団体」という。）

2 前項の規定にかかわらず、前項第3号の任意団体等が次に掲げるものに該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付対象としないものとする。

- (1) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号若しくは第3号に掲げるものであるものこと、又はその役員に同条第2号若しくは第3号に掲げる者を含むものであること。
- (2) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でない判断した団体

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、引き続き活動の継続が見込まれる事業であって、次に掲げるものとする。ただし、当該事業が他の補助金等（校区自治協議会運営補助金の課題対応費上限10万円並びに熊本市校区防災連絡会設立及び活動支援助成金1避難所につき上限6万円を除く。）の交付対象となっている場合は、補助対象事業とならないものとする。

- (1) 地域の連帯感に基づく自治意識醸成につながる事業
- (2) 住民の身近な課題を解決する事業
- (3) 地域の特性を活かした創意と工夫による事業
- (4) 地域における従来の取組を発展させる事業
- (5) 地域コミュニティの活性化につながる事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公益的な事業で市長が認めるもの

(補助金の額等)

第4条 補助の対象となる期間は、第6条の規定による決定の日から当該決定をした年度の末日までとする。

2 補助金の額は、前項の期間における補助対象事業費の2分の1以内で、2万5千円以上30万円以内（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、

予算の範囲内でこれを決定する。

(企画提案書の提出)

第5条 事業の申請を行おうとする補助対象団体の代表者は、熊本市東区地域コミュニティづくり支援事業企画提案書(様式第1号)を別途定める期日までに市長に提出するものとする。

(審査決定)

第6条 市長は、企画提案のあった事業について審査し、補助対象事業を決定するため、別に定める審査会に諮るものとする。

2 市長は、審査会の結果に基づき、事業の採択又は不採択について決定し、速やかに補助対象団体の代表者に対し通知するものとする。

(補助金交付申請)

第7条 前条第2項の規定により事業採択を受けた補助対象団体の代表者(以下「申請者」という。)は、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金交付申請書(様式第2号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約、定款その他これに類する書類
- (4) 見積書
- (5) 第2条第1項第3号に該当する場合は、役員名簿兼誓約書(様式第3号)及び構成員名簿(様式第4号)。ただし、構成員名簿に準ずる名簿を作成している場合は、その名簿の提出をもってこれに替えることができる。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金交付の決定)

第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知しなければならない。この場合において、市長は必要な条件を付することができるものとする。

(事業変更の申請等)

第9条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助事業変更申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金交付取消・変更通知書(様式第7号)により交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助対象事業終了後、速やかに熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金実績報告書(様式第8号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書

- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認めるもの
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたとき又は補助決定額を減額したときは、交付すべき補助金等の額を確定して、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金交付確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業の性質上その事業の終了前又は年度途中で交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。
- 3 前項の交付を受けようとする申請者は、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金概算交付申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、第2項の概算額の交付決定をしたときは、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金概算交付通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、申請者が補助対象事業に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において当該取消しの部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(事業報告等)

第14条 市長は、申請者に対し、事業の進捗状況等に関するヒアリングや事業報告会の開催を求めることができる。

(調査及び是正措置)

第15条 市長は、必要と認めるときは、申請者に対し、事業に関する資料の提出を求めるなど、必要な調査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の調査により不適正な事項があったときは、申請者に対し、必要な是正措置を求めることができる。

(補足)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

熊本市長 （宛）

申請者 住 所 _____

名 称 _____

代 表 者 _____ 印

電話番号 _____

熊本市東区地域コミュニティづくり支援事業企画提案書

事業名	
事業の内容	
事業実施の 必要性	
事業実施に より見込ま れる効果	
予定事業費 及び申請額	予定事業費 _____ 円 補助金申請額 _____ 円 ※予定事業費の1/2以内（千円未満切捨て）
予定事業費 の内 訳	
当該事業の 活 動 歴	

※この企画提案書の他、予定事業費の内訳がわかる関係書類（見積書等）を添付すること。

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

申請者 { 住 所
 { 団体名
 { 代表者 印

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的及び内容

（目的）

（内容）

3 補助対象経費

円

4 交付を受けようとする補助の額及びその算出根拠

円

5 添付資料

（1）活動計画書

（2）収支予算書

（3）その他

役員名簿 兼 誓約書

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者 住 所

団体名

代表者

印

当団体及び当団体の役員が、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条に規定するものではないことを誓約し、市が必要な場合は、警察機関へ照会することを承諾します。

記

役職名	フリガナ	性別	生年月日	住所
	氏 名		(大正T・昭和S・平成H)	
		男・女	T S H . .	
		男・女	T S H . .	
		男・女	T S H . .	
		男・女	T S H . .	
		男・女	T S H . .	
		男・女	T S H . .	
		男・女	T S H . .	
		男・女	T S H . .	

※代表者も記載してください。

※欄が足りないときは、用紙を継ぎ足してください。

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金交付決定通知書

熊本市指令第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者

熊本市長

補助金等の交付決定について

年 月 日付で交付申請のあった 年度熊本市東区地域コミュニティづくり支援事業に対する補助金については、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第8条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業等の目的及び対象となる経費
(目的)
(内容)
- 3 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。
補助対象経費 円
補助金額 円
- 4 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。請求の際には、本書の写しを添付すること。ただし、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第12条第2項の規定により、補助事業等の性質上その事業の終了前又は年度途中に交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。
- 5 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業終了後30日以内に事業実績報告書及び決算書を市長に提出しなければならない。
 - (5) その他
- 6 補助条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。
- 7 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 8 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助事業変更申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所

申請者 団体名

代表者

印

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助事業の変更申請について

年 月 日付け熊本市指令第 号で補助金等交付決定通知のあった 年度
事業については、下記のとおり変更したので御承認願います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付書類
熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金交付決定通知書
- 4 その他

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金交付取消・変更通知書

熊本市指令第 号

年 月 日

住 所

申請者 団体名

代表者 様

熊本市長

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金の交付取消・変更について

年 月 日付け熊本市指令第 号で通知した 年度熊本市東区地域コミュニティづくり支援事業に対する補助金については、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第9条の規定により次のとおり取消・変更したので通知します。

記

- 1 補助金 円
- 2 取消・変更の理由

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金実績報告書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所

団体名

代表者

印

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金実績報告書について

年 月 日付、熊本市指令第 号により補助金の交付決定を受けました熊本市東区地域コミュニティづくり支援事業について、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日

3 活動実施状況（添付資料）

（1）活動報告書

（2）収支決算書

（3）領収書の写し

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金交付確定通知書

熊本市指令第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者

熊本市長

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金の交付について

年 月 日付、熊本市指令第 号で通知した 年度熊本市東区地域コミュニティづくり支援事業に対する補助金については、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第11条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金 円

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金概算交付申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

申請者 { 住 所
 { 団体名
 { 代表者

印

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金の概算交付について

年 月 日付、熊本市指令第 号で交付決定のあった 年度熊本市東区地域
コミュニティづくり支援事業にかかる熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金については、下記
のとおり概算交付をお願いします。

記

1 補助金等概算交付申請額 円

2 補助金等の概算交付申請理由

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金概算交付通知書

熊本市指令第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者

熊本市長

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金の概算交付について

年 月 日付、熊本市指令第 号で通知した 年度熊本市東区地域コミュニティづくり支援事業にかかる熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金については、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第12条の規定により下記のとおり概算交付します。

記

補助金等概算交付額 円

（交付の条件）

補助事業等終了後、次に掲げる実績報告書を市長に提出しなければならない。

- （1）活動報告書
- （2）収支決算書
- （3）その他